

平成29年5月16日

各位

会社名 株式会社 重松製作所
代表者名 取締役社長 重松 宣雄
(コード：7980、JASDAQ)
問合せ先 取締役経理部長 坂野 信
(TEL. 03-6903-7535)

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年5月16日開催の取締役会において、以下のとおり、単元株式数の変更及び定款の一部の変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、同取締役会において、平成29年6月29日開催予定の第71期定時株主総会に下記2. のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせします。

1. 単元株式数の変更について

(1) 最近の投資単位の状況及び変更の理由

全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」において普通株式の売買単位を100株に統一することが示されていることを踏まえ、当社株式の流動性向上を図るため、単元株式数の引下げを行うものです。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更する。

(3) 変更予定日

平成29年10月1日

(参考) 平成29年10月1日をもって、東京証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

2. 公告の変更及び単元未満株式の買増しについて

(1) 公告の変更について

①変更の理由

インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上のため、定款第4条に定める当社の公告の方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。

②日程

定款変更のための株主総会開催日 平成29年6月29日

定款変更の効力発生日 平成29年6月29日

(2) 単元未満株式の買増しについて

①導入の目的

単元未満株式を所有する株主の皆様への利便性向上のため、会社法に基づく単元未満株式の買増制度の導入をいたしたく、定款第9条を新設するとともに現行定款第8条の一部を変更するものであります。また、以上の変更による条数の繰下げ等、所要の変更を行うものであります。

②日程

定款変更のための株主総会開催日 平成29年6月29日
 定款変更の効力発生日 平成29年6月29日

3. 定款の一部変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更後
<p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式数は、<u>1,000</u>株とする。</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(新設)</p> <p>第9条～第46条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。</u> <u>やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、</u>日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式数は、<u>100</u>株とする。</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) (現行どおり)</p> <p><u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p> <p><u>(単元未満株式の買増請求)</u></p> <p>第9条 <u>当社の単元未満株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる株の株式を当社に対して売渡すことを請求することができる。</u> <u>ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しない時は、この限りではない。</u></p> <p>第10条～第47条 (現行どおり)</p> <p><u>(附則)</u></p> <p>第1条 <u>第7条の変更は、平成29年10月1日をもって、その効力を生じるものとする。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成29年10月1日をもって削除するものとする。</u></p>

効力発生日

平成29年6月29日 定款変更の効力発生日 (第4条、第8条、第9条)
 平成29年10月1日 定款変更の効力発生日 (第7条)

4. 株主優待制度について

株主優待制度につきましては、これまでと同様、毎年9月30日現在の株主名簿に記載された、当社株式1,000株(新単元株式数100×10単元)以上を所有されている株主様を対象といたします。

以上